

重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1 サービス事業所の相談窓口

電話番号 027-386-5462
携帯電話 080-3682-1938
担当者 関 悦子

2 居宅介護支援事業所の概要

① 事業者の指定番号及びサービス提供の種類と地域

法人名	株式会社ケイ・エフ・ティー
事業所名	居宅介護支援事業所 ソアレ
所在地	群馬県高崎市八幡原町980-1
介護保険事業所番号	居宅介護支援 群馬県 1070202823号 特定事業所加算(Ⅲ) 同一建物敷地内の減算
通常の事業の実施地域	高崎市(倉渕町は除く)、前橋市(旧市街)、藤岡市、 玉村町、伊勢崎市、太田市

② 事業所の職員体制

管理者 1名
介護支援専門員 4名(内1名管理者兼務、1名他の事業所管理者兼務)

③ 事業所の営業日と営業時間

営業日 月～金曜日
営業時間 午前9時～午後6時

*電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

3 事業の目的及び運営の方針

要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とし、次の事項に努めるものとします。

- ・ お客様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ・ お客様の心身の状況、環境等に応じて、お客様の選択に基づいたサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・ お客様の意思及び人格を尊重し、サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- ・ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① お客様宅を訪問し、お客様の心身の状態を適切な方法により調査します。
- ② ①で調査した結果と、主治の医師等から必要な情報の提供を受けた上でお客

②サービスの終了

1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

4) その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ お客様が利用料金または交通費が発生した場合、その支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させて頂く場合がございます。

7 サービス内容に関する苦情及び事故発生時の対応

－円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順－

①当社の居宅サービス計画作成や担当する業務に対して苦情があった場合

- ・ 管理者が直接お客様またはご家族から詳しい内容を聞くとともに、担当者からも事情聴取します。
- ・ 改善できることであれば、即時改善して苦情に対応します。
- ・ 改善できないことであればお客様またはご家族に誠意を持って理解を得ます。
- ・ 管理者が苦情のないよう、処理、結果を詳細に台帳に記録して保管し、同様の苦情の再発防止に役立てることとします。

②他のサービス提供事業者に対して苦情があった場合

- ・ サービス提供事業者の管理者に対して苦情内容を伝え、経緯を詳細に求めます。
 - ・ 原因が判明次第、お客様およびご家族に伝え、理解を得ます。
 - ・ サービス提供事業者に対し、同じ苦情が繰り返されないよう自覚を求めます。
- *お客様の相談・苦情は丁寧に受けとめ、更にサービスの質的向上に取り組んで苦情が発生しないような業務を心掛けます。

③事故発生時の対応

万全の体制で指定居宅介護支援サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、

事故に遭われた方の救済、事故拡大防止などの必要な措置を講じます。また、お客様に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

8 虐待の防止のための措置

・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- ② 成年後見制度の利用支援。
- ③ 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

・感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する

10 業務継続計画の策定等

・事業所は、感染症や非常災害の発生時に於いて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

11 情報開示に関する事項

当社を利用するにあたり、必要があるときはお客様または代理人、もしくはご家族に関する情報を介護保険のサービス利用のためまたは適切な在宅療養のために市町村、その他の介護保険事業者、医療機関にサービス担当者会議等に於いて開示させていただくことがあります予めご了承ください。

12 担当介護支援専門員

氏名 _____

連絡先 027-386-5462

13 相談・要望・苦情の窓口

- ① 居宅介護支援に関する相談・要望・苦情は下記担当者までお申し出下さい。

居宅介護支援事業所ソアレ	管理者	関悦子
電話番号 027-386-5462	携帯	080-3682-1938

- ② 公的機関においても、次の機関において苦情申し立て等できます。

高崎市役所介護保険室	高崎市高松町35番地1
電話番号	027-321-1242
群馬県国民健康保険団体連合会	前橋市元総社町335-8
電話番号	027-290-1363

上記の契約を証するため、契約書・重要事項説明書を2通作成し、事業者及び利用者が記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。
以下の記名押印は居宅介護支援契約書・重要事項に関する説明の承諾も兼ねることとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 群馬県高崎市八幡原町980-1
名称 株式会社ケイ・エフ・ティー
居宅介護支援事業所 ソアレ
代表取締役 長岡 大次郎 印
説明者 印

利用者 住所
氏名 印

代理人（代理人を選定した場合）
住所
氏名 印

家族代表 住所
氏名 印